

大牟田市と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団との音楽を通した魅力あふれるまちづくり推進協定書

大牟田市（以下「甲」という。）と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団（以下「乙」という。）は、音楽を通した魅力あふれるまちづくりの推進に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力をを行い、音楽を通した魅力あふれるまちづくりを推進することにより、大牟田市民が文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまちを実現させることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 文化芸術の振興に関すること
- (2) 音楽を通した次世代を担う子ども達の育成に関すること
- (3) 音楽を通した市民協働の推進に関すること

2 甲と乙は、乙の演奏活動及び教育活動、地域活動等を通して、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項について、その結果、今後の推進方法等に関し、隨時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解消を希望する場合は、解消予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解消することができるものとする。

(協定の変更及び解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、
本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、
その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

令和4年 8月23日

甲 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市長

（署）好孝

乙 東京都杉並区梅里1丁目6番地1号
公益財団法人 日本フィルハーモニー交響楽団
理事長

（署）林俊郎